

諮問庁：国立大学法人東北大学

諮問日：平成29年2月23日（平成29年（独個）諮問第10号）

答申日：平成29年5月25日（平成29年度（独個）答申第4号）

事件名：本人がハラスメントの調停を申し立てた件に関する「ハラスメント申立・対応状況」等の一部開示決定に関する件（保有個人情報の特定）

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる保有個人情報（以下「本件請求保有個人情報」という。）の開示請求につき、別紙の2に掲げる文書1ないし文書4に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）を特定し、一部開示した決定については、本件対象保有個人情報を特定したことは、妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、国立大学法人東北大学（以下「東北大学」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った平成27年3月27日付け総法文1280号による一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての理由は、異議申立書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

(1) 異議申立書

本件では東北大学のハラスメント申立ての対応手続の実態に係る文書が開示請求されている。しかるに原処分の開示決定通知書（総法文1280号）に記載された内容は不合理かつ不正である。特に「特定した保有個人情報」欄と「不開示とした理由」欄は公正性・客観性を欠き、記述は矛盾している。開示結果の現状は開示請求に係る「ハラスメント申立書」が恣意的に扱われ不公正な手続により処理されたことを明示し、とうてい東北大学の運用システムとは整合しない。

記述の矛盾例を指摘すると；（添付資料の対応部分を参照して欲しい。）

① 議事メモ（特定日A）には「受理し調停委員会が設置された旨」記載されている。然るに「原申立書には補正を求めべく欠陥があった」

旨説明する一方で「補正に係る議事メモ等記録は無い」旨説明されている。こんな奇妙な「受理」の手続はあり得ない。議事録を操作ないし隠蔽している可能性があり文書開示としては違法ないし不適正である。

② 補正を電話で依頼した旨説明されている。補正前の申立て原本は極めて重要な文書である。なぜその原本が保管されていないのか。担当事務局で10年間保管が義務付けられているはずである。原本がないなら、少なくともコピーが保管されているはずである。ともかく受理されているのだから。そのコピーを開示しなければ違法ないし不適正である。

③ 「ハラスメント申立てに係る相手方が確定前」と記載する一方「対応表」には特定組織の長及び同事務部の長がきちんと記載されている。そして調停委員会設置は特定日Aになっている。「相手方が不明確なのに調停委員会が設置された」との説明は趣旨や実態そして関連委員会の私への各種対応等を考慮すると極めて不自然である。その他「大幅に遅れた合理的理由」を示す文書がないなど多くの疑念や不自然さがある。

よって“東北大学の良心”に期待し、再度文書を特定し開示すべく異議を申し立てる。

(本答申では添付資料は省略)

(2) 意見書

理由説明書(下記第3)の「2 諮問理由説明」に「(1) 異議申立ての理由」と「(2) 諮問の理由」の項目があり、今回は主にこれらの部分について意見を述べる。審査に当たっては、同書の「1 異議申立ての経緯」の記載が適正かを含め、これまで私が提出した文書及び諮問庁から提供された関係文書や説明も参照し審査して欲しい。

「(1) 異議申立ての理由」に係る論点が①, ②, ③として記載されている。これらに対して「(2) 諮問の理由」で諮問庁側の立場から説明があるが各記載は、「(1) 異議申立ての理由」に記載の論点に答えるものではなく、あいまいな主張を裏付けも論理性もなく杜撰に繰り返すのみである。極めて不自然であり、提起された問題点に全く(あるいは一部しか)答えていない。しかも運用事実としても虚偽ないし錯誤がほとんどである。

例えば、②に係る記載の中で「隠蔽する必要もない」などと記載しているが、これは嘘であり、一貫して隠蔽し事実を歪曲し冤罪を誘導・維持しているのが真相である。

③に係る記載の中で「案件状況の変化等により加筆・修正等されている」「一部補正依頼中であった」「合理的理由が分かる文書も作成して

おらず」など、もし事実なら極めて恣意的かつ杜撰な運用実態を空想しそれらを理由に説明している。これらは特定教員の人権に重大な事案を扱う手続としては、ありえないことであり、虚偽に他ならない。

④の記載の中で「大幅に遅れた合理的理由」など記録・作成してない旨記載しているが、事実ではない。関係者の間で「合意確認文書」の成立をにらみ、種々の画策と連絡を取り合った経緯が判明している。全く“情報と時間操作の名人芸”であり大学人のすることではない。

現在特定国有地の売却で関係公文書の廃棄ないし不存在が国会等で問題になっている。背景には重大な不正があると危惧される。更に国会では特定日報の存在が隠蔽されたことも問題になっている。これも背景には重大な政治課題があると危惧されるが、基盤には共通した隠蔽、不正体質がある。東北大学でも管理者からのハラスメント被害で特定組織担当者等に相談していた案件を組織的に隠蔽するため、被害者に対しいやがらせをしハラスメント行為をねつ造し懲戒処分を持ち込んだのが真相である。冤罪の実態及び手続がこれらの文書からも読み取れる。

諮問庁の諮問の理由は根拠もなく、論理的にも破綻している。また説明も不十分では理由を満たしていない。よって本件審査においては全て私の主張を漏らさず認めるのが妥当と思慮する。

本件の審査結果等を公表するに当たっては個人情報の保護に格別の配慮を依頼する。特に本件の理由説明書はじめ開示対象物、本意見書には個人情報（個人名を含む）が多数含まれている。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 異議申立ての経緯

平成27年2月26日に、異議申立人から、本件請求保有個人情報の開示請求があった。

これに対し本学では、本件請求に係る保有個人情報について、探索の結果、その全部を開示するもの、開示請求者以外の個人に関する情報である法14条2号及び本学の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある法14条5号に該当する不開示情報が記載されているため法15条により部分開示する決定をするもの及び該当する文書を作成しておらず、文書不存在として法18条2項により開示をしない旨の決定を平成27年3月27日付けで行った。

その後、平成27年4月13日付けの異議申立書が提出され、同日付けでこれを受理したものである。

2 諮問理由説明

(1) 異議申立ての理由

異議申立ての理由は、おおむね上記第2の2(1)のとおりである。

(2) 諮問の理由

今回、異議申立てのあった請求は、異議申立人がハラスメント事案により処分を受けたことについて、その手続や処分に疑念を持っていることから、異議申立人自身が特定組織の長及び同事務部の長を相手方としてハラスメントの「調停」を申し立てた件に関し、以前に部分開示した文書「ハラスメント申立・対応状況」に記載された「調停」の申立書の再提出の状況、申立てに伴う調停委員会設置の正当性、異議申立人が相手方である調査委員会の手続が大幅に遅れた具体的理由が分かる文書の保有個人情報であり、異議申立人は、この請求に対して本学が平成27年3月27日付けで通知した「保有個人情報の開示をする旨の決定について」の内容が、不合理かつ不正であり、「特定した保有個人情報」及び「不開示とした理由」は公平性・客観性を欠き矛盾があると異議を申し立てているものである。

請求1には、文書1に記録された保有個人情報を特定し、開示請求者以外の個人に関する事案の記述部分を法14条2号前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、また、申立人が知り得ていない委員氏名を法14条5号柱書きに規定する事務又は事業に関する情報であることから、当該部分を不開示とした本学の決定は妥当なものと考ええる。

請求2では、「ハラスメント申立書（特定日B付け）」が、特定日A開催のハラスメント全学防止対策委員会で受理されたものの、一部内容について申立人に対し補正を求めることとなったことのやり取りが分かる文書を求められているが、議事メモ上の記録及びその他の記録はないこと、また、申立人への補正依頼は本部相談室を介し電話にて依頼したが、その記録を作成しておらず、メール履歴も1年を超える期間より以前の記録がないことから、該当する保有個人情報は保有していないため保有個人情報不存在により不開示したことについて、異議申立人は、操作ないし隠ぺいしている可能性があるとし申し立てている。しかしながら、元より議事メモにはそのような記述はなく、改めて検索したが該当する文書は存在せず、隠ぺいする必要もないため、該当する保有個人情報不存在として不開示とした本学の決定は妥当なものと考ええる。

なお、異議申立人は、補正前の申立書原本が当初の請求である強制指導（補正）のやりとりが分かる文書に該当すると述べているが、原申立書中に何らかの修正及び追加が記されていないことから、請求の趣旨には該当しないと考える。

請求3に対しては、文書2ないし文書4に記録された保有個人情報を特定した。文書2については開示請求者以外の個人に関する事案の記述部分を法14条2号後段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、

開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがある情報に該当し、委員長及び役職指定の委員並びに申立人が知り得ている委員以外の委員氏名、所属部分を法14条5号柱書きに規定する事務又は事業に関する情報であり、開示することにより、結果を不服とする者から委員に対し批判や責任追及等がなされるおそれがあり、また、これを避けようと、今後、委員がハラスメント調査に関して踏み込んだ発言等を躊躇したり、負担の重さを理由に就任を固辞したりするなどといった事態が生じる可能性は否定できず、ハラスメント防止のために本学が行うべき制度そのものの形骸化を招くおそれがあるため、当該委員会の性質上、当該委員会の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報に該当することから、当該部分を不開示とし、開示請求者以外の個人に関する事案の記述部分及び委員長並びに役職指定の委員、申立人が知り得ている委員以外の委員氏名、所属以外を部分開示とし、文書3及び文書4については全部開示する本学の決定は妥当なものとする。

相談室との連絡文書については、相談室に提出されたハラスメント申立書は手渡しによりハラスメント全学防止対策委員長に取り次いでおり提出時の記録文書は作成していないため、保有個人情報不存在として不開示とした本学の決定は妥当なものとする。

特定組織側との連絡文書についても、ハラスメント全学防止対策委員会が開催された特定日A時点ではハラスメント申立てに係る相手方が確定前であったことから、同時点で特定組織側との連絡はなく、該当する保有個人情報は保有していないため保有個人情報不存在として不開示としたが、異議申立人は異議申立て③で、不開示理由に「ハラスメント申立に係る相手方が確定前」と記述する一方で「ハラスメント申立・対応状況」に特定組織の長及び同事務部の長が記されているのは不自然であると主張している。しかしながら、「ハラスメント申立・対応状況」は本保有個人情報開示請求のあった平成27年3月時点のものであるため、案件状況の変化等により加筆・修正等されているものであるため何ら不自然ではない。また、特定日A時点では、ハラスメント申立てに係る相手方が確定前であったにもかかわらずハラスメント調停委員会が設置されたことは不自然であることを申し立てているが、ハラスメント申立ては特定日Bに提出され受理されており、一部補正依頼中であったとはいえ、特定日Aに設置されることは不自然なものではないため、本学の決定は妥当なものとする。

請求4については、調査委員会の各回次の議事録は作成しておらず、また、特定調査委員会の手続が規約より大幅に遅れた合理的理由が分かる文書も作成しておらず、該当する保有個人情報は保有していないため不開示とした本学の決定は妥当なものとする。

以上の理由から、平成27年3月27日付けの保有個人情報の部分開示決定処分を維持し、諮問するものである。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成29年2月23日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年3月23日 異議申立人から意見書を收受
- ④ 同年4月17日 審議
- ⑤ 同年5月23日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件開示請求は、本件請求保有個人情報の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象保有個人情報を特定し、一部開示する原処分を行った。

異議申立人は、本件対象保有個人情報の外にも開示請求の対象として特定すべき保有個人情報があるはずであるとして、原処分の取消しを求めていると解されるところ、諮問庁は原処分を妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報の特定の妥当性について検討する。

2 本件対象保有個人情報の特定の妥当性について

(1) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、本件対象保有個人情報の特定に係る判断について改めて確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。

ア 本件開示請求は、ハラスメント全学防止対策委員会並びに同委員会の下に設置されるハラスメント全学調停委員会及びハラスメント全学調査委員会におけるハラスメント事案への対応に係る保有個人情報の開示を求めるものであるため、原処分に当たっては、東北大学において上記各委員会の事務を行うこととされている人事給与課労務管理係（組織変更に伴い人事課職員第1係から名称変更）において、本件請求保有個人情報に該当する可能性がある情報の探索を行い、その全てを開示決定等の対象としたものである。

イ 異議申立人は、本件対象保有個人情報の特定に疑義を述べているが、諮問に当たって改めて行った探索においても、本件対象保有個人情報の外に開示請求の趣旨に沿う保有個人情報の存在は確認されなかった。また、本件請求保有個人情報の性格上、他の部局等に該当の情報が記録された文書が保管されているとすべき事情も認められないので、諮問庁としては、原処分における保有個人情報の特定は妥当であったと判断するものである。

ウ なお、異議申立人のハラスメント申立てに対する「補正依頼」については、ハラスメント全学防止対策委員会で、申立人が要望する特定

措置等の解除について調停により合意に至るには、調停の相手方に措置解除の権限を有する者を加えることが適切ではないかとの考えから、相手方に特定組織の長を追加記載する補正を依頼したものである。異議申立人は、当該補正により相手方が確定する前の特定日Aにハラスメント全学調停委員会が設置されたことは不自然である旨主張しているが、相手方の追加補正がされるかどうか未確定であったものの、当初の申立書に記載された相手方に対するハラスメント申立書は、特定日A開催のハラスメント全学防止対策委員会で受理されているから、同委員会においてハラスメント全学調停委員会の委員の選出を行ったことは当然である。

- (2) 本件対象保有個人情報の作成、取得の経緯及びその内容等に鑑みれば、上記諮問庁の説明に特段不自然、不合理な点があるとはいえず、これを覆すに足る事情も認められない。

したがって、東北大学において本件対象保有個人情報の外に開示請求の対象として特定すべき保有個人情報を保有しているとは認められず、本件対象保有個人情報を特定したことは、妥当である。

3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求保有個人情報の開示請求につき、本件対象保有個人情報を特定し、一部開示した決定については、東北大学において本件対象保有個人情報の外に開示請求の対象として特定すべき保有個人情報を保有しているとは認められないので、本件対象保有個人情報を特定したことは、妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 泉本小夜子, 委員 山本隆司

別紙

1 本件請求保有個人情報

私は東北大学教員である。東北大学の或る事案に関わり処分を受けた。その手続や処分に重大な疑念が生じている。本件開示請求ではその事案に関わり、東北大学情報公開室を介して開示された文書「ハラスメント申立・対応状況」にかわり保有個人情報の開示を求める。

請求1 念のため、現時点におけるこの「ハラスメント申立・対応状況」の一切の保有個人情報の開示を求める。（特定月Aより現在まで）

請求2 開示された「ハラスメント申立・対応状況」の記載には事実と異なる記載ないし不備が複数ある。「ハラスメント申立・対応状況」の破線部の申立日は特定日B、相手方に特定組織事務部の長（A氏）が記載されている。申立書を特定日Bに提出したところ不備がありハラスメント防止対策委員会委員長より棄却された。相手方に特定組織の長（B氏）を記載するよう強制指導（補正）があった。2週間あまり種々検討し、相手方を2名とし他の部分も改訂し特定日Cに再度提出した次第である。

そこでこの強制指導（補正）のやり取りが分かる一切の文書の開示を請求する。本部相談室を介したメール通信を含む。

請求3 申立ての再提出は特定日Cなので、特定日Aに「調停委員会設置」がなされているのはありえない事態である。当時、状況によっては“調査”で申立書を提出する可能性も高く、またB氏との話し合いを進める方策もあった。極めて不自然な手続記録である。

そこで特定日Aに「調停委員会設置」の正当性が分かる一切の文書を開示請求する。議事録、規約、相談室との連絡、特定組織側（A氏、B氏、C氏等）との連絡などを含む。

請求4 開示された「ハラスメント申立・対応状況」によれば特定日Aに特定調査委員会（申立人；C氏）と特定調停委員会（申立人；異議申立人本人）が同一会議内で設置決定されている。私（異議申立人）の申立てはC氏を含む特定組織関係者に対するものであることは記載内容から明白である。もし委員会が公正・中立なら併合審議となるべき筋である。またどうしても個別なら特定調査委員会（申立人；C氏）を設置して2ヶ月で結論を出すとの規約であるので遅くとも特定月B末までには私に事情聴取をすべきである。しかるに私に対する事情聴取は特定調停委員会による合意書作成解決（特定日D）のさらに後、特定日Eである。明らかに作為的操作といわざるを得ない。

そこで特定調査委員会の手続が規約より大幅に遅れた合理的理由が

分かる文書の一切を開示請求する。

2 本件対象保有個人情報記録された文書

文書1 「ハラスメント申立・対応状況」

文書2 ハラスメント全学防止対策委員会（特定日A）議事メモ

文書3 国立大学法人東北大学におけるハラスメントの防止に関する規程

文書4 ハラスメント問題解決のためのガイドライン